【発行日:令和3年2月26日】

確定申告等の申告・納付期限を延長します -4月15日(木)まで-

令和2年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、国税庁より新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年4月15日(木)まで延長する旨の発表がありました。

これに伴い、個人町民税の申告期限も令和3年4月15日(木)まで延長します。

申告の受付・相談日程について

3月1日以降の申告受付日程は、次のとおりです。

※会場は、役場庁舎内

期間	3月1日(月)~3月12日(金) ※平日のみ
受付時間	9:00~19:00

休日	3月7日(日)
受付時間	9:00~16:00

期間	3月15日(月)~4月15日(木)	※平日のみ
受付時間	9:00~16:00	

●お問い合わせ先

新冠町役場 税務課 և 0146-47-2115